

四條畷市立忍ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

令和 3年3月

はじめに

「四條畷市いじめ防止対策基本方針」に基づき、学校がいじめの防止等のための基本的な考え方を「忍ヶ丘小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童等の立場になって、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどを注意深く確認する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害発生を踏まえ、背景など事情の調査を行い、児童（生徒）の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否かの判断を行う。

2 いじめの防止等に関する学校組織「校内委員会、ケース会議」

（1）構成委員

学校長、教頭、SC、SSW、首席、養護教諭、支援コーディネーター、いじめ不登校担当、関係教職員等

（2）主な取り組み

- ①いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行、検証、修正
- ②いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施
- ③学校いじめ防止基本方針の点検・見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

2 いじめの防止等に関する取組み

(1) いじめの未然防止

学校は、児童生徒が、道徳教育や人権教育、社会体験、自然体験、ボランティア活動等を通じて、一人ひとりが互いに認め合うことの大切さを十分に理解できるよう、発達段階に応じた教育課程を推進する。いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。インターネット上のいじめの防止に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネット等を利用するためのモラルを向上させるよう、情報教育を推進する。

(2) いじめの早期発見

すべての教職員が連携し、児童（生徒）のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装うなど、いじめと判断しにくい場合もあると認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知に努める。

また、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、いじめアンケート調査を定期的に行い、加えて教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。

(3) いじめの早期対処

学校の教職員が、児童等からいじめ相談を受けた場合、また事実があると思われるときは、被害児童を守り、一人で抱え込まず、速やかにケース会議で情報共有を図る。

(4) いじめへの組織的な対処

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもと、第一に被害児童等を守り通す。

加害児童等には、成長支援の観点を踏まえ、自らの生活や行動などの反省を促し、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

(6) いじめ防止のための年間計画

忍ヶ丘小学校 SNS 情報教育・いじめ防止年間計画				
	学校全体	低学年	中学年	高学年
4月	第1回 SNS・いじめ 対策委員会 生活指導部会	◎学級開き ○集団登下校班会議 ◎家庭訪問	◎学級開き ○集団登下校班会議 ◎家庭訪問	◎学級開き ○集団登下校班会議 ◎家庭訪問
5月	生活指導部 道徳授業	◎参観・懇談 ◎○遠足	◎参観・懇談 ◎○遠足 ◎○Q-U	◎参観・懇談 ○非行防止教室 ◎○遠足 ◎○Q-U
6月	生活指導部会 地区パトロール 朝の登校指導 事例研 携帯安全教室	○●いじめアンケート ◎参観・懇談 ◎○懇親会 ○ペア学級交流会 ○携帯安全教室	○●いじめアンケート ◎参観・懇談 ◎○懇親会 ○ペア学級交流会 ○携帯安全教室	○●いじめアンケート ◎参観・懇談 ◎○懇親会 ○ペア学級交流会 ○携帯安全教室
7月	第2回 SNS・いじめ 対策委員会 SNS アンケート 校内委員会 生活指導部会 地区パトロール お店回り	○SNS アンケート ◎一学期のふりかえり ◎○「夏休みの生活」作成 ○集団登校班会議	○SNS アンケート ◎一学期のふりかえり ◎○「夏休みの生活」作成 ○集団登校班会議	○SNS アンケート ◎林間学舎 ◎一学期のふりかえり ◎○「夏休みの生活」作成 ○集団登校班会議
8月	生活指導部会 校区内パトロール 盆踊り巡視 小中合同研修会	○集団登下校班会議	○集団登下校班会議	○集団登下校班会議 ◎薬物乱用防止教室
9月	生活指導部	◎運動会	◎運動会	◎運動会
10月	生活指導部会 朝の登校指導 事例研	◎○参観・懇談 ◎芸術鑑賞 ◎○遠足	◎○参観・懇談 ◎芸術鑑賞 ◎○遠足	◎○参観・懇談 ◎芸術鑑賞 ◎○遠足
11月	生活指導部会 地区パトロール	◎ふれあいフェスタ ◎参観	◎ふれあいフェスタ ◎参観	◎修学旅行 ◎ふれあいフェスタ ◎参観
12月	生活指導部会 第3回 SNS・いじめ 対策委員会	○●いじめアンケート ◎○二学期のふりかえり ◎懇談 ◎○「冬休みの生活」作成 ◎集団登下校班会議 ○ペア学級交流会	○●いじめアンケート ◎○二学期のふりかえり◎ 懇談 ◎○「冬休みの生活」作成 ◎集団登下校指導 ○ペア学級交流会	○●いじめアンケート ◎○二学期のふりかえり ◎懇談 ◎○「冬休みの生活」作成 ◎集団登下校指導 ○ペア学級交流会
1月	生活指導部会 地区パトロール	◎大なわ大会	◎大なわ大会	◎大なわ大会 ◎半日入学
2月	生活指導部会 朝の登校指導	◎参観・懇談	◎参観・懇談 ◎1/2 成人式	◎参観・懇談 ◎茶話会
3月	第4回 SNS・いじめ 対策委員会 生活指導部会 事例研 小中引継ぎ会	○●いじめアンケート ◎○三学期のふりかえり ◎○「春休みの生活」作成 ◎○集団登下校班会議 ◎お別れ式 ○ペア学級交流会	○●いじめアンケート ◎○三学期のふりかえり ◎○「春休みの生活」作成 ◎○集団登下校班会議 ◎お別れ式 ○ペア学級交流会	○●いじめアンケート ◎○三学期のふりかえり ◎○「春休みの生活」作成 ◎○集団登下校班会議 ◎卒業式関連行事 ○ペア学級交流会

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適切に対応する。

(3) 報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(4) 調査の組織

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される、ケース会議をもとに取り組む。

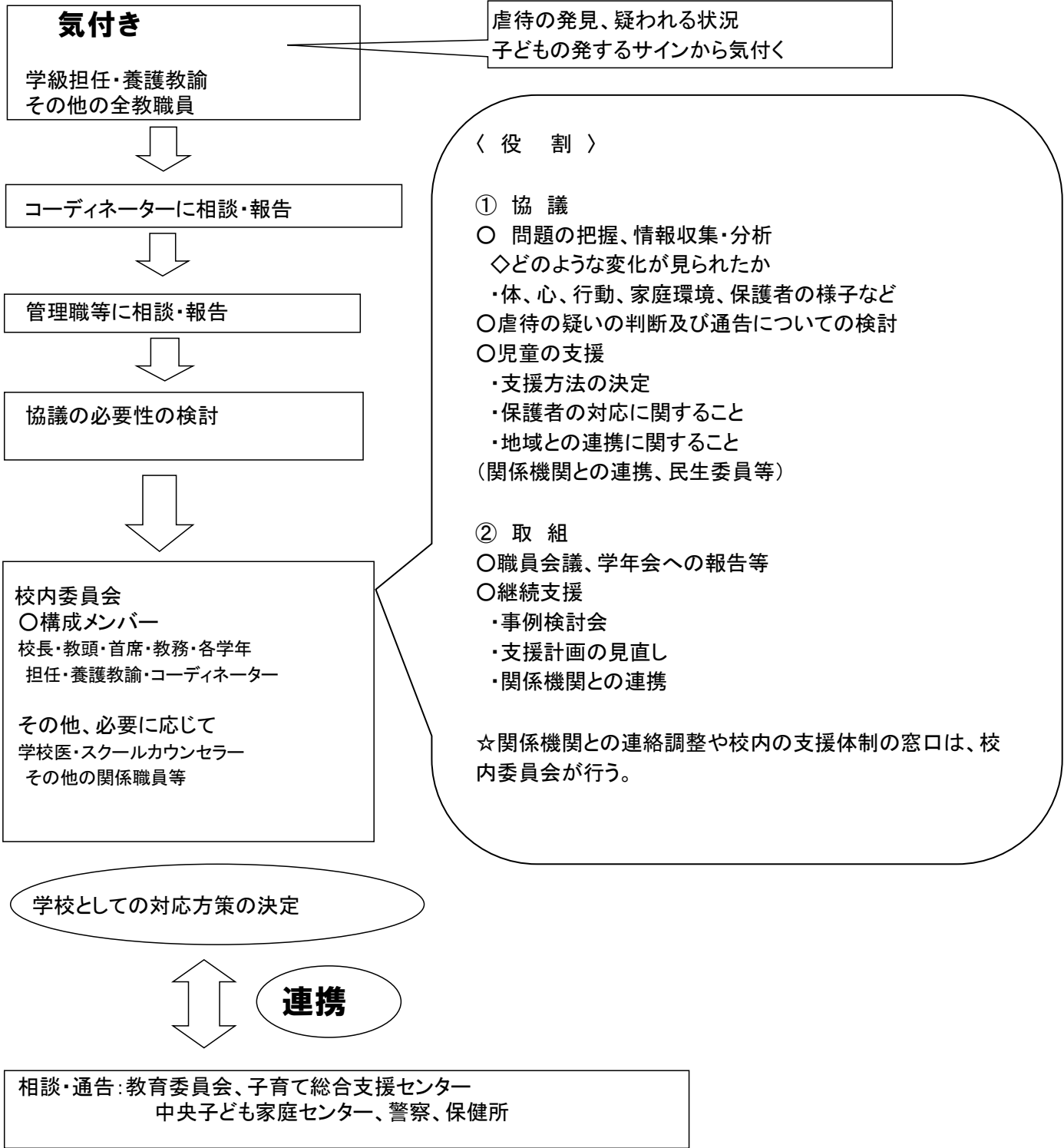
(5) 調査の実施

いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもとの人間関係、教職員がどのように対処したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

校内における児童虐待対応の流れ



虐待の発見、疑われる状況
子どもの発するサインから気付く

〈 役 割 〉

- ① 協 議
 - 問題の把握、情報収集・分析
 - ◇どのような変化が見られたか
 - ・体、心、行動、家庭環境、保護者の様子など
 - 虐待の疑いの判断及び通告についての検討
 - 児童の支援
 - ・支援方法の決定
 - ・保護者の対応に関すること
 - ・地域との連携に関すること
- (関係機関との連携、民生委員等)

- ② 取 組
 - 職員会議、学年会への報告等
 - 継続支援
 - ・事例検討会
 - ・支援計画の見直し
 - ・関係機関との連携

☆関係機関との連絡調整や校内の支援体制の窓口は、校内委員会が行う。

情報漏えいの禁止について
 児童虐待防止法第7条において市町村または児童相談所等が通告を受けた場合、通告をした者を特定する情報を保護者等には漏らさないことと規定されている。このことは、虐待を受けたと思われる児童のプライバシー保護及び通告者の安全確保のためであり、子どもの安全、子どもの最善の利益を守るという観点から、学校においても情報の漏えいがないよう徹底を図ることが重要である。